

## 第1章 総則

この計画は水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第33条第1項に基づき、同法第1条の目的を達成するために、町内の河川及びため池等に対する水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及び水門の操作、水防のための消防機関の活動、水防管理団体間の協力と応援、他の水防機関との協力と応援並びに水防に必要な水防倉庫、器具、資材等の整備及び運用についての大綱を示したものである。

## 第2章 水防組織

### 第1節 水防警戒本部

#### 1 設置基準

町長は、警戒活動の必要があると認める場合は、並びに水防警戒本部体制による応急活動の必要があると認める場合は、水防警戒本部を設置する。

#### 2 構成

水防警戒本部の組織は、以下のとおりとする。

#### ■水防警戒本部構成員

区分	平常時職名	代替職位（第1順位）	代替職位（第2順位）
本部長	副町長	生活安全課長	総務課長
副本部長	生活安全課長	総務課長	課長のうちあらかじめ定めた者
構成員	技監		
〃	消防団長	消防団副団長	消防団副団長
	1班	2班	3班
構成員	議会事務局長		
〃	総務課長		
〃	企画秘書課長		
〃	財政課長		
〃	定住推進長		
〃	生涯学習課長		
〃	税務課長		
〃	住民課長		
〃	健康課長		
〃	ふくし相談支援課		
〃	福祉課長		
〃	産業振興課長		
〃	商工観光課長		
〃	建設課長		
〃	上下水道課長		
〃	会計課長		
〃	教育総務課長		
〃	学校教育課長		
〃	こども未来課長		
〃	各課副課長及び地域局管理職		

### 第2節 水防本部

#### 1 設置基準

水防本部は、1号配備、2号配備又は3号配備該当基準に基づき、町長が必要と認めたと

きに設置する。又、本部長は、現場における拠点が必要な場合は、災害発生現場に近い公共施設等に現地水防本部を設置する。この場合、現地水防本部の指揮は、副本部長がとる。

ただし、町に災害警戒本部又は災害対策本部が設置された場合は、多可町地域防災計画の定めるところによる。

## 2 組織と事務分掌

本部の組織及び事務分掌は、次のとおりとする。

なお、本部長は、随時本部員会議、関係部長会議を開催し、本部としての対処方針を決定する。本部員会議事務局業務を行うため、本部指令部を置く。

### (1) 水防本部組織図

本部員会議	本部長	町長	部	総務部	総務課
	副本部長	副町長 教育長 理事 技監 消防団長		部長：総務課長 副部長： 企画秘書課長 財政課長 税務課長 会計課長	企画秘書課 財政課 会計課 税務課
	部長等	生活安全課長 議会事務局長 総務課長 企画秘書課長 財政課長 定住推進課長 生涯学習課長 税務課長 住民課長 健康課長 ふくし相談支援課長 福祉課長 産業振興課長 建設課長 上下水道課長 会計課長 教育総務課長 学校教育課長 こども未来課長 消防団副団長		生活環境部 部長：福祉課長 副部長： 生活安全課長 住民課長 ふくし相談支援課長 健康課長 定住推進課長 生涯学習課長	福祉課 ふくし相談支援課 健康課 生活安全課 住民課 定住推進課 生涯学習課
	参与	北はりま消防西脇消防署職員		産業経済部 部長： 産業振興課長 副部長： 商工観光課長	産業振興課 商工観光課
本部指令部	本部指令部長	生活安全課長	建設部 部長：建設課長	建設課	
	本部指令部副部長	議会事務局長	上下水道部 部長：上下水道課長	上下水道課	
	本部指令部員	生活安全課員 議会事務局員  各課及び 消防本部 から職員1人	教育部 部長： 教育総務課長 副部長： 学校教育課長 こども未来課長	教育総務課 学校教育課 こども未来課	
			消防団部 部長：消防団長	地区消防班(3) (各地区消防団)	

### 3 本部の廃止

本部長は、予想された災害の危険が解消したと認められるとき又は災害に関し応急措置がおおむね終了し、平常の事務分掌により処理できる段階に達したときは、本部の活動を終了し、本部を廃止する。

### 4 本部設置及び廃止の通知

本部長は、本部を設置又は廃止したときは、北はりま消防本部（多可消防署）、防災会議委員及び関係機関等に通知する。あわせて、町ホームページ、CATV、町防災行政無線（同報系）、たかちょう防災ネット等を通じて広報するとともに、報道機関に発表する。

### 5 本部における各会議

#### (1) 本部会議

- ① 会議は、本部長、副本部長、本部員をもって組織し、次により開催する。
- ② 会議の招集は、原則として本部長が行う。
- ③ 副本部長及び本部員は、本部会議の開催を必要により本部長に要請することができる。
- ④ 協議事項

- ア 災害警戒対策、災害応急対策の総合調整に関すること
- イ 県水防本部との協議に関すること
- ウ 職員の動員、配備態勢並びに災害対策本部態勢への移行に関すること
- エ 避難勧告等及び警戒区域の設定に関すること
- オ 関係機関への応援要請に関すること
- カ その他本部長が必要と認める事項に関すること

#### (2) 現地本部会議

会議は、現地本部長、現地副本部長、班長をもって組織し、開催する。  
その他必要な事項は、本部会議を準用する。

#### (3) 防災関係機関会議

- ① 本部と防災関係機関の連携を効率的に行い、一体的な水防活動の実施を図るために、必要に応じ本部内（本庁舎）に設置する。
- ② 会議は、原則として、町本部及び防災会議委員となる機関の実務担当者をもって組織し、次により開催する。
- ③ 協議事項

- ア 各機関の所管の被害状況、災害警戒対策、災害応急対策の実施状況その他水防活動に必要な情報等のとりまとめに関すること
- イ 本部会議及び各防災関係機関からの指令その他連絡事項等の連絡に関すること
- ウ その他本部長が必要と認める事項に関すること

### 6 本部各部・班の役割

本部各部・班の役割は、地域防災計画に準じ、水防活動を行う。  
ただし、本部長の指示により、そのつど適切に対応するものとする。

### 第3節 北はりま消防本部水防活動隊

#### 1 水防活動隊の編成

北はりま消防本部は、町より本部設置の通知を受けたときは、直ちに西脇消防署、多可出張所、多可北出張所及び多可南出張所に、水防活動隊を編成する。

#### 2 事務分掌

北はりま消防本部水防活動隊の事務分掌は、下記に示す。

班名	担当部課	事務分掌
<u>庶務係</u> <u>情報係</u> <u>警防係</u> <u>通信係</u> <u>情報連絡員</u>	<u>総務課</u> <u>企画財政課</u> <u>予防課</u> <u>警防課</u> <u>救急課</u> <u>情報管理課</u>	1 消防職員の招集及び配備 2 気象情報の受理伝達 3 災害の広報活動 4 災害の情報収集伝達 5 消防相互応援協定 6 本部指令部との連絡調整 7 その他応急対策 8 消防職員の公務災害
<u>庶務班</u> <u>情報連絡班</u> <u>水防派遣班（西脇署、多可出張所）</u> <u>第1小隊（西脇署、多可出張所）</u> <u>第2小隊（西脇署、多可北出張所）</u> <u>第3小隊（西脇北出張所、多可南出張所）</u>	消防署	1 災害の警戒及び防御 2 被災者の救出、救護及び搬送 3 避難者の誘導 4 被害情報の収集及び伝達 5 災害現場の広報活動 6 被害の原因調査 7 その他応急対策特命事項

## 第4節 多可町消防団水防隊

### 1 水防隊の編成

- (1) 本部設置と同時に多可町消防団による水防隊を編成する。多可町消防団水防隊本部は町本庁舎（生活安全課）に置く。
- (2) 多可町全域を3方面隊12水防区域に分け、各庁舎内に消防団副団長を長として、方面隊本部を置く。

各方面隊長は、消防団長統轄のもと、各水防区域にそれぞれ水防地区隊を置き、水防地区隊は、その地区内の各分団（部）で構成し、その事務所は各分団（部）に置く。また、各水防区域において必要あるときは、方面隊内他の水防地区隊の一部若しくは全部を派遣する。

### 2 役割のめやす

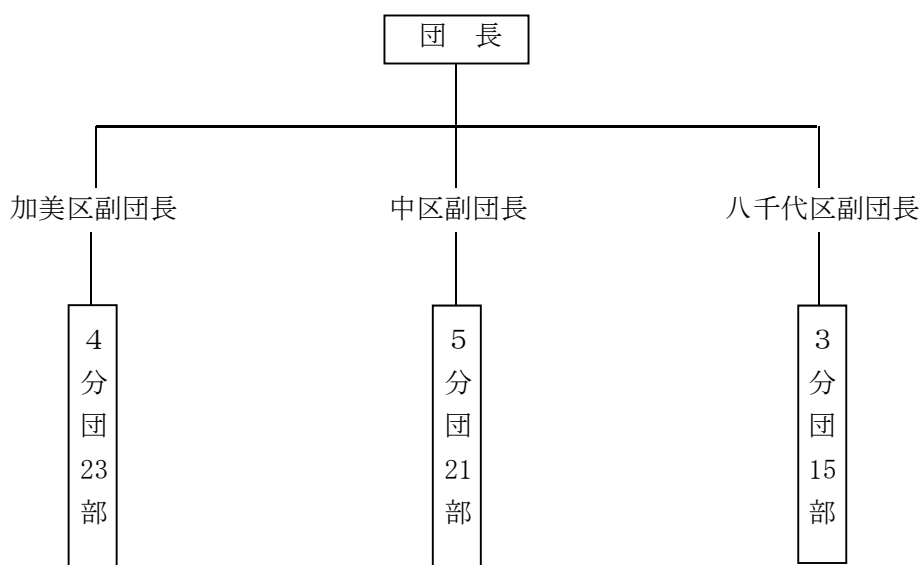
水防隊の役割は、以下をめやすとする。

ただし、本部長、及び消防団長の指示によりそのつど適切に対応するものとする。

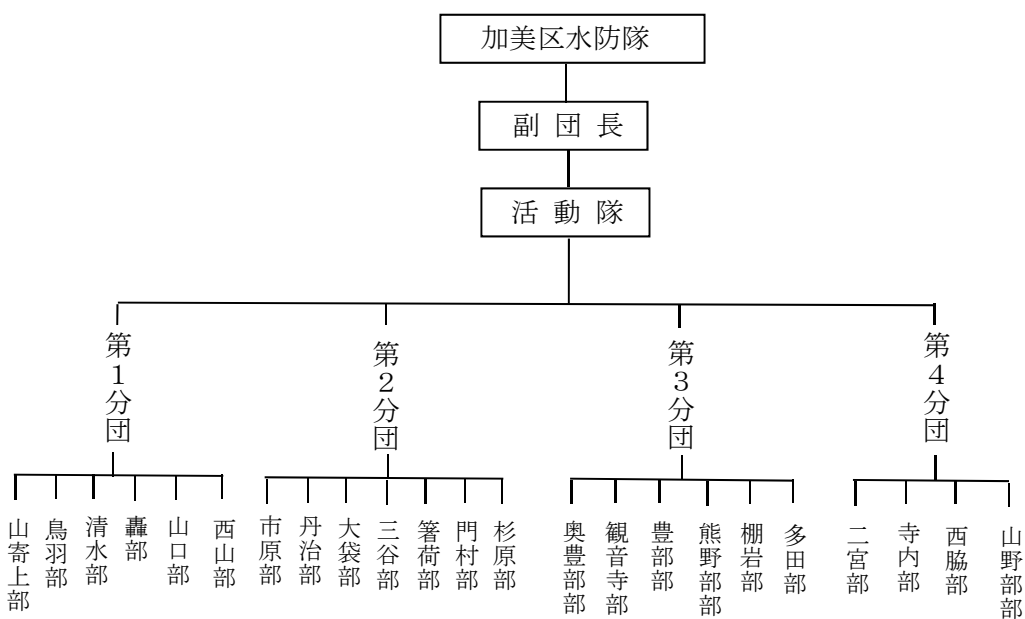
区分		役割
消防団水防隊	加美方面隊（水防隊） 【4水防区域23部】	<input type="checkbox"/> 各水防区域内の巡視、警戒、報告に関すること <input type="checkbox"/> 水防活動に関すること
	中方面隊（水防隊） 【5水防区域21部】	<input type="checkbox"/> 消火、救助に関すること <input type="checkbox"/> 防災作業全般に関すること
	八千代方面隊（水防隊） 【3水防区域15部】	

### 3 水防隊編成表

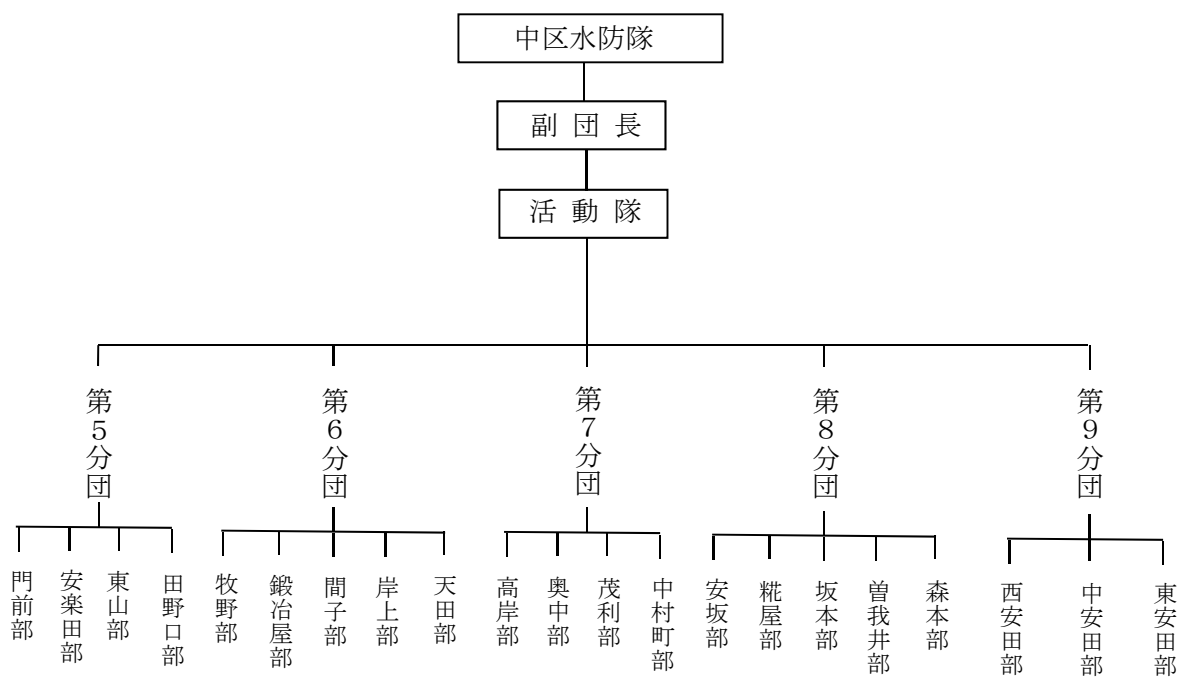
- (1) 全体構成



(2) 加美区水防隊編成表

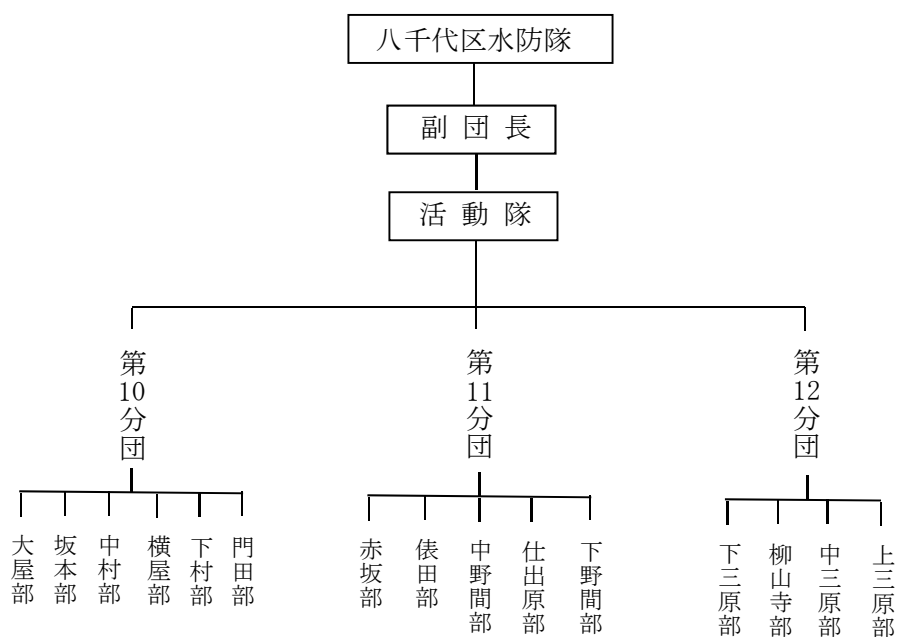


(3) 中区水防隊編成表





(4) 八千代区水防隊編成表



## 第5節 水防協力団体

水防活動に協力する公益法人（社団又は財団）又は特定非営利活動法人（NPO）については、県（水防管理者）の指定に準じて、北はりま消防本部及び多可町消防団と連携し、関係団体の協力を得て、随時指定していくものとする。

## 第3章 水防態勢

### 第1節 水防態勢

神戸地方気象台から気象注意報・警報があったとき又は、県水防本部から気象注意報・警報に係る水防警報・指令が発表されたとき、その他水防活動の必要があるとき、水防態勢に入るものとする。

### 第2節 水防非常配備

水防非常配備は、町長（本部長）より指令する。

態勢区分、配備事由、配備要員のめやす等は次のとおりとする。

態勢区分	配備事由	配備要員
連絡員待機	<input type="checkbox"/> 兵庫県に連絡員待機が発令され、町内に相当な降雨が予想される時。 <input type="checkbox"/> 大雨注意報、洪水注意報が発令され、町内に相当な降雨が予想される時。	生活安全課の職員 2～3名
初動警戒配備	<input type="checkbox"/> 兵庫県水防指令第1号や大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪の各警報のいずれかが発令され、小規模な災害が生じるおそれがある時	初動警戒配備要員 生活安全課長 課長グループを3班体制に分割（6名）生活安全課（3名）
警戒体制配備	<input type="checkbox"/> 大雨その他異常な自然現象により道路冠水、河川橋梁通行止め措置、田畑冠水等の事象が出始めたとき、又は短時間のうちに見込まれる時 <input type="checkbox"/> 台風が近畿地方に接近したとき <input type="checkbox"/> 大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪の各警報のいずれかが発令され、災害発生のおそれがあるとき <input type="checkbox"/> 兵庫県水防指令第1号が発令され、小規模の災害が生じるおそれがあるとき <input type="checkbox"/> 町長が当該配備体制を必要と認めたとき	災害警戒本部要員 副町長 技監 生活安全課長 生活安全課 課長・副課長・地域局管理職を3班体制に分割 ・本庁舎25名 ・各地域局2名

態勢区分		配備事由	配備要員
非常体制配備	1号配備	<input type="checkbox"/> 大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪の各警報のいずれかが発令され、町長が必要と認めたとき <input type="checkbox"/> 兵庫県水防指令第1号又は第2号が発令され、小規模の災害が生じるおそれがあるとき <input type="checkbox"/> 風水害等により町域に小規模の災害が生じたとき又は生じるおそれがあるとき <input type="checkbox"/> 一度に多数の人的被害が生じる突発的事故が発生したとき（「火災・災害等即報要領」の《即報基準》に該当する場合など） <input type="checkbox"/> 町長（本部長）が当該配備体制を必要と認めたとき	1号配備要員 町長 副町長 教育長 技監 課長（全員） 副課長（全員） 生活安全課（全員） 消防副主任
	2号配備	<input type="checkbox"/> 兵庫県水防指令第2号又は第3号が発令され、中規模の災害が生じるおそれがあるとき <input type="checkbox"/> 風水害等により町域に中規模の災害が生じたとき又は生じるおそれがあるとき <input type="checkbox"/> 町内一部に集中して災害があったとき（「火災・災害等即報要領」の《直接即報基準》に該当する場合など） <input type="checkbox"/> 町長（本部長）が当該配備体制を必要と認めたとき	1号配備要員＋別に定める2号配備職員（管理職全員）
	3号配備	<input type="checkbox"/> 兵庫県水防指令第3号が発令され、大規模の災害が生じるおそれがあるとき <input type="checkbox"/> 風水害等により町全域にわたり大規模な災害が生じたとき又は生じるおそれがあるとき <input type="checkbox"/> 災害救助法の適用基準に該当するおそれがあるとき <input type="checkbox"/> 町長（本部長）が当該配備体制を必要と認めたとき	全職員

## 第4章 出動等及び水防態勢解除

### 第1節 多可町消防団水防隊出動

#### 1 出動準備

消防団長から出動準備の命令があったとき、消防団員は出動準備のため各消防詰所に部署し水防準備を行う。

#### 2 作業出動

作業出動は消防団長の命令を受けてから出動する。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

### 第2節 西脇消防署等水防隊出動

#### 1 出動準備

本部長から出動準備の命令があったとき、消防職員は出動準備のため各所属に参集する。

#### 2 作業出動

作業出動は消防長の命令を受けてから出動する。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

### 第3節 町職員出動

#### 1 出動準備

町長から出動準備の命令があったとき、職員は出動準備のため水防準備を行う。

#### 2 作業出動

作業出動は町長の命令を受けてから出動する。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

### 第4節 居住者等出動

法第24条の規定により、水防地区隊長又は現場にある消防職員、団員は、その指揮により水防作業に従事するよう水防の現場周辺地域居住者又は水防の現場にあるものに対し出動要請を行う。

### 第5節 自衛隊災害派遣要請要求

町長（本部長）は、非常事態下において、知事を通じて自衛隊の災害派遣出動要請を要求する。なお、出動の要請方法は、多可町地域防災計画の規定を準用する。

## 第6節 非常配備態勢における配置人員表

非常配備態勢における人員の配置は、次表により町長（本部長）が命ずる。

	連絡員待機	初動警戒配備	警戒体制配備	1号配備	2号配備	3号配備
消防団 (水防隊)			消防団長	消防団員 (少数)	消防団員(5割) 水防地区の状況 により団員の全部 若しくは一部を 招集できる。	消防団員(全 員)
西脇消防署等 (各班)	※北はりま消防組合警防活動規程による。					
町(本部)	生活安全課の 職員2~3名	初動警戒配 備要員	警戒本部要 員	職員(2割程 度)	職員(半数程 度)	職員(全員)

## 第7節 水防態勢の解除

水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に減少し、水害の危険がなくなったとき、並びに地震による堤防等の被害による災害のおそれなくなったときは水防態勢を解除する。

なお、本部は、水防態勢の解除を命じた場合は、これを一般に周知するとともに、北はりま消防本部（西脇消防署）、加東土木事務所等関係機関にその旨を報告することとする。

## 第8節 安全配慮

洪水、雨水出水のいずれにおいても、消防団員等（水防活動に従事する者）は、自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、下記の点について配慮し消防団員等は自身の安全を確保しなければならない。

- (1) 水防活動時にはライフジャケットを着用し、安否確認のため、災害時でも利用可能な通信機器を携行する。またラジオを携行する等、最新の気象情報等を入手できる状態で水防活動を実施する。
- (2) 水防活動を指揮する指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため消防団員等を随時交代させる。
- (3) 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- (4) 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、消防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- (5) 指揮者は消防団員等の安全確保のため、あらかじめ活動可能時間等を消防団員等へ周知し、共有する。

## 第5章 重要水防区域と危険が予想される箇所等

### 第1節 重要水防区域

#### 1 兵庫県管理河川（加東土木事務所）

##### (1) 中区

河川	重要水防箇所						
	左右岸別	延長 (m)	地先名	危険理由	区域	対策水防 工 法	備考
杉原川	左	7,000	西脇市界 ～安楽田橋	洗掘(深掘れ)	B	木流し	
	右	3,300	西脇市界 ～高田橋	洗掘(深掘れ)	B	木流し	
安田川	左	300	安田橋～上流	堤防高	B	積土俵	
	右	300	安田橋～上流	堤防高	B	積土俵	
思出川	右	2,600	杉原川合流 ～大日橋	堤防高	要	積土俵	

##### (2) 加美区

河川	重要水防箇所						
	左右岸別	延長 (m)	地先名	危険理由	区域	対策水防 工 法	備考
杉原川	左	5,800	豊部～轟	堤防高	A	積土俵	
	右	8,500	熊野部～轟	堤防高	A	積土俵	

##### (3) 八千代区

河川	重要水防箇所						
	左右岸別	延長 (m)	地先名	危険理由	区域	対策水防 工 法	備考
野間川	右	300	ささゆり橋 ～下流	堤防高	要	積土俵	

注) 区 域 : A 水防上最も重要な区域  
 B 次に重要な区域  
 要 要注意区域

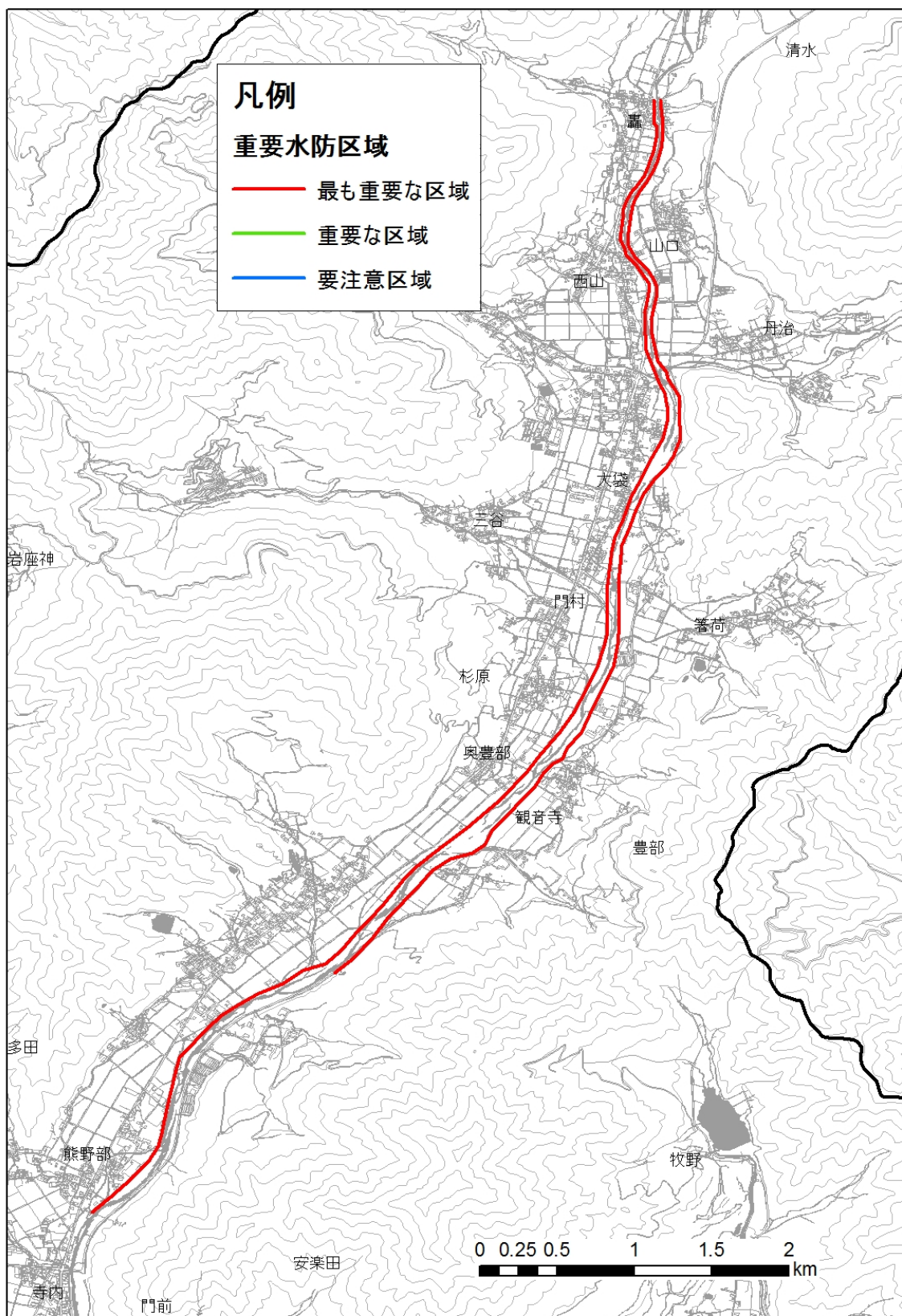


図 重要水防区域（加美区）

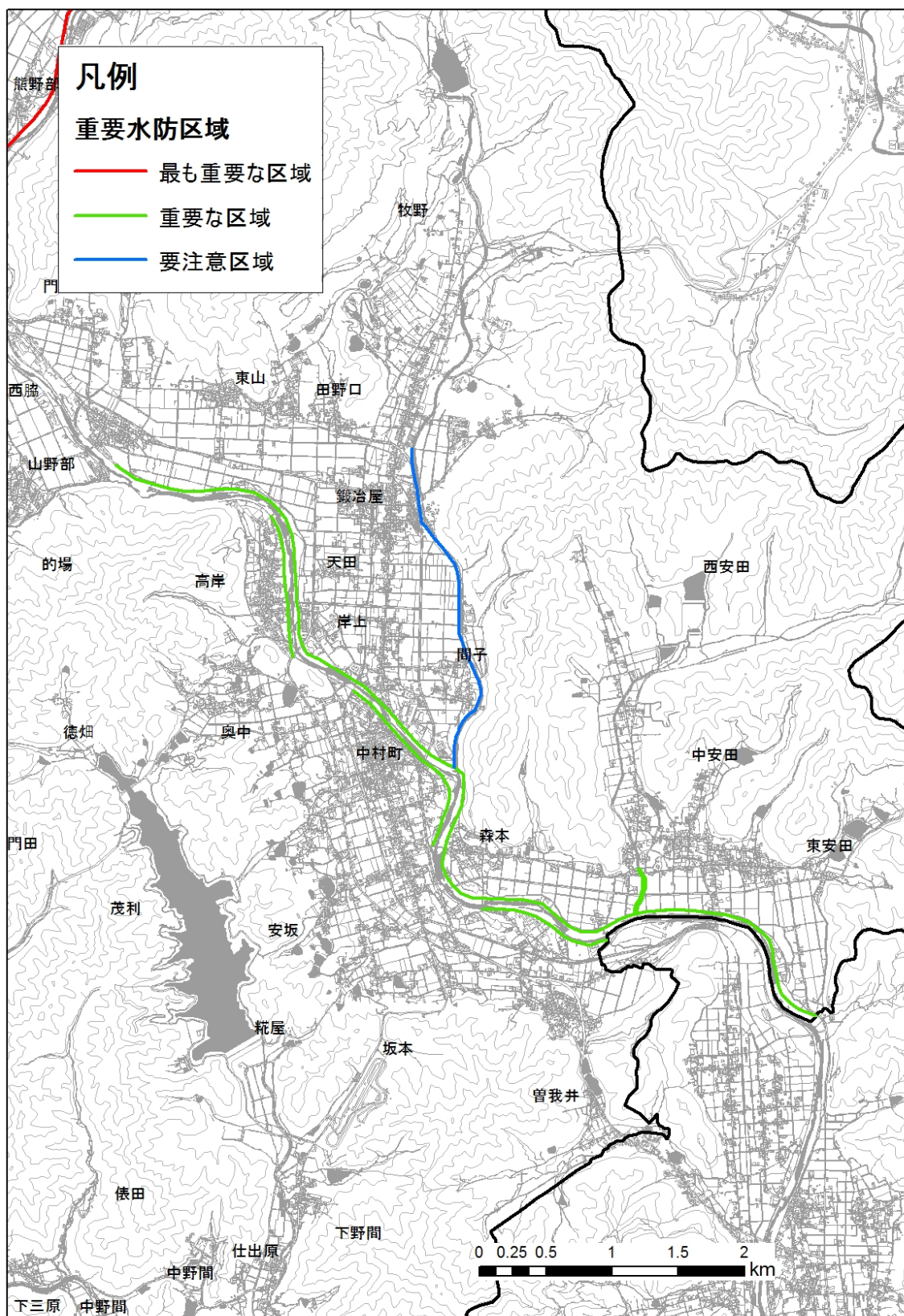


図 重要水防区域（中区）



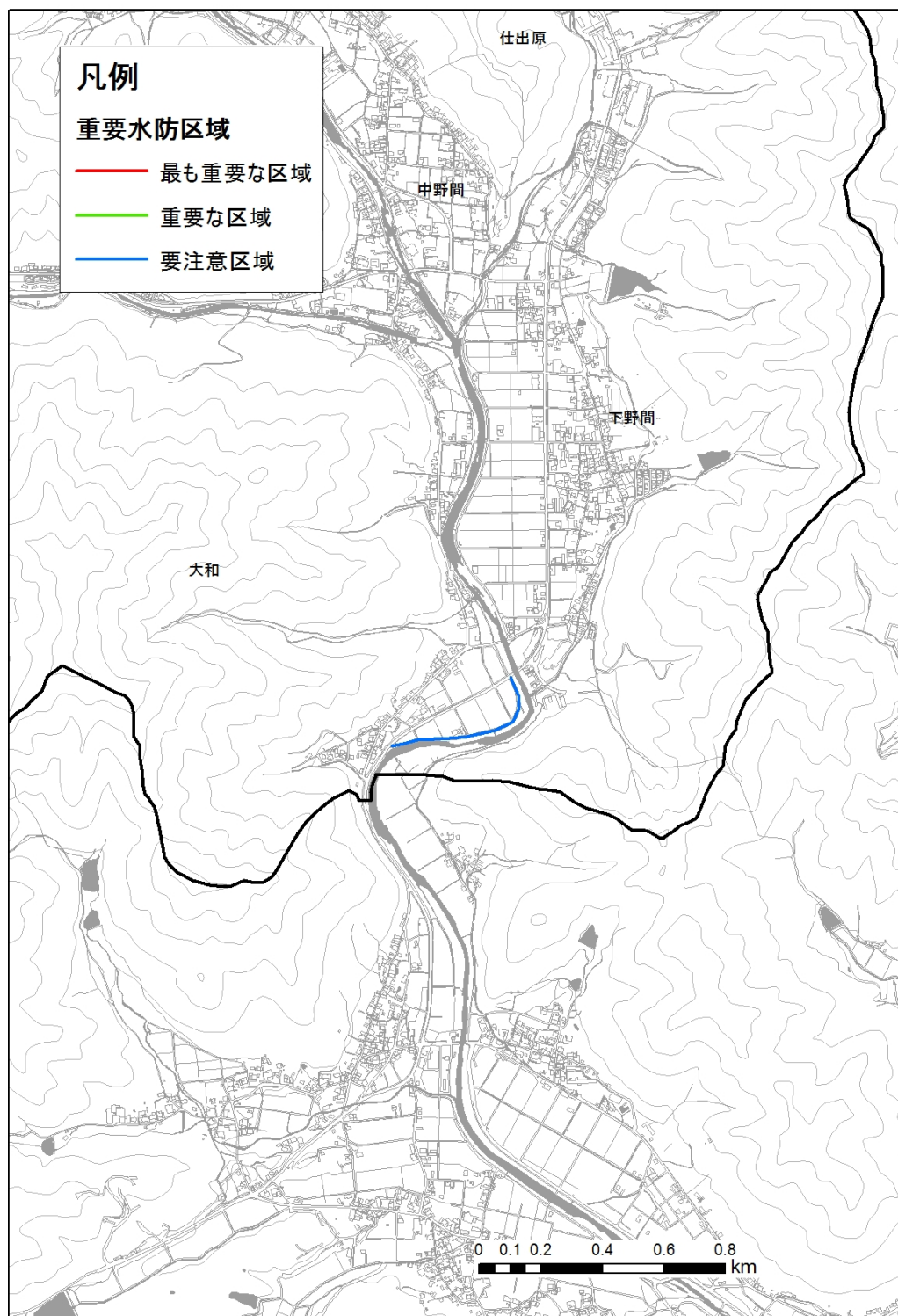


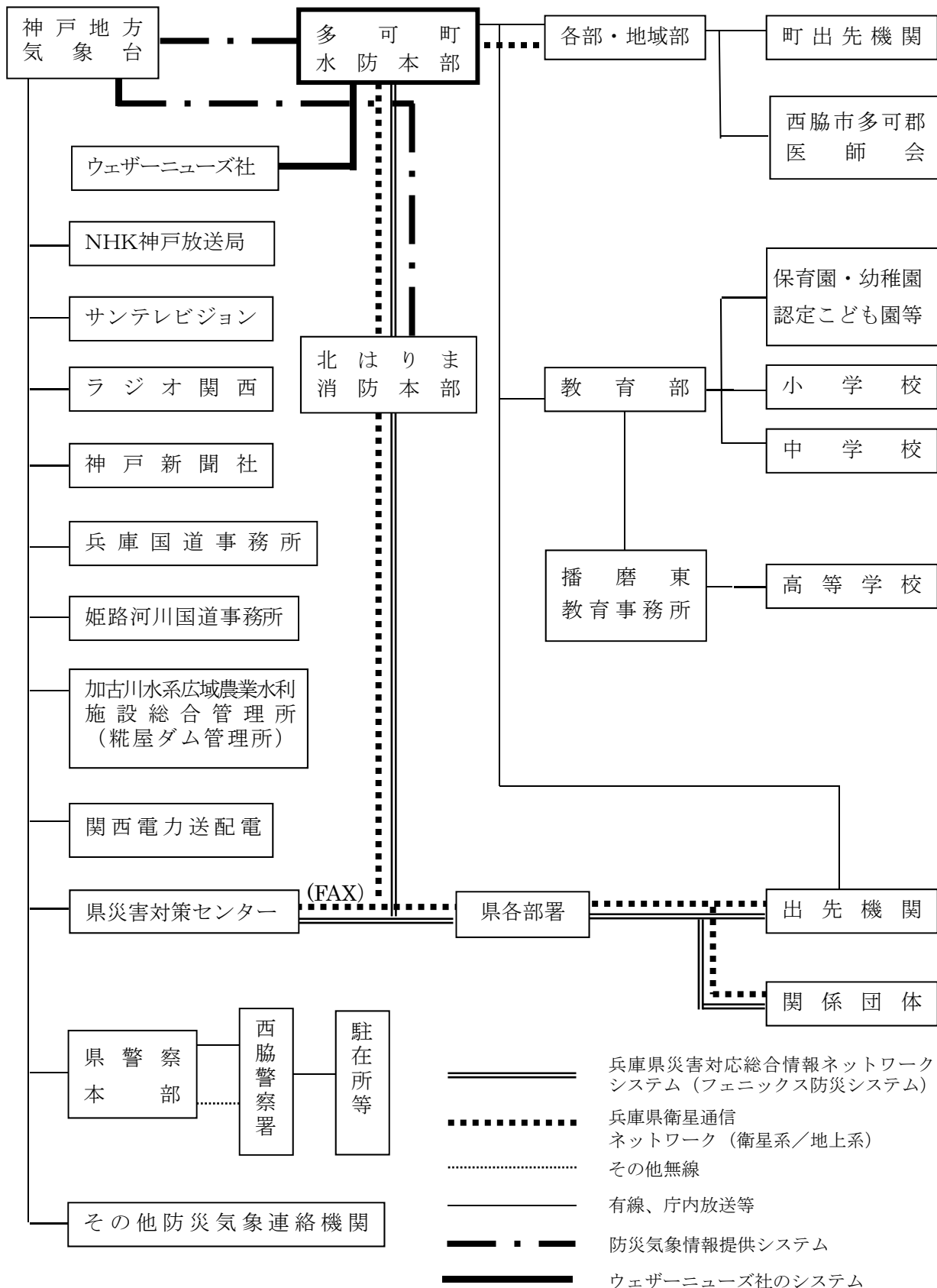
図 重要水防区域（八千代区）

## 第2節 危険が予想される箇所

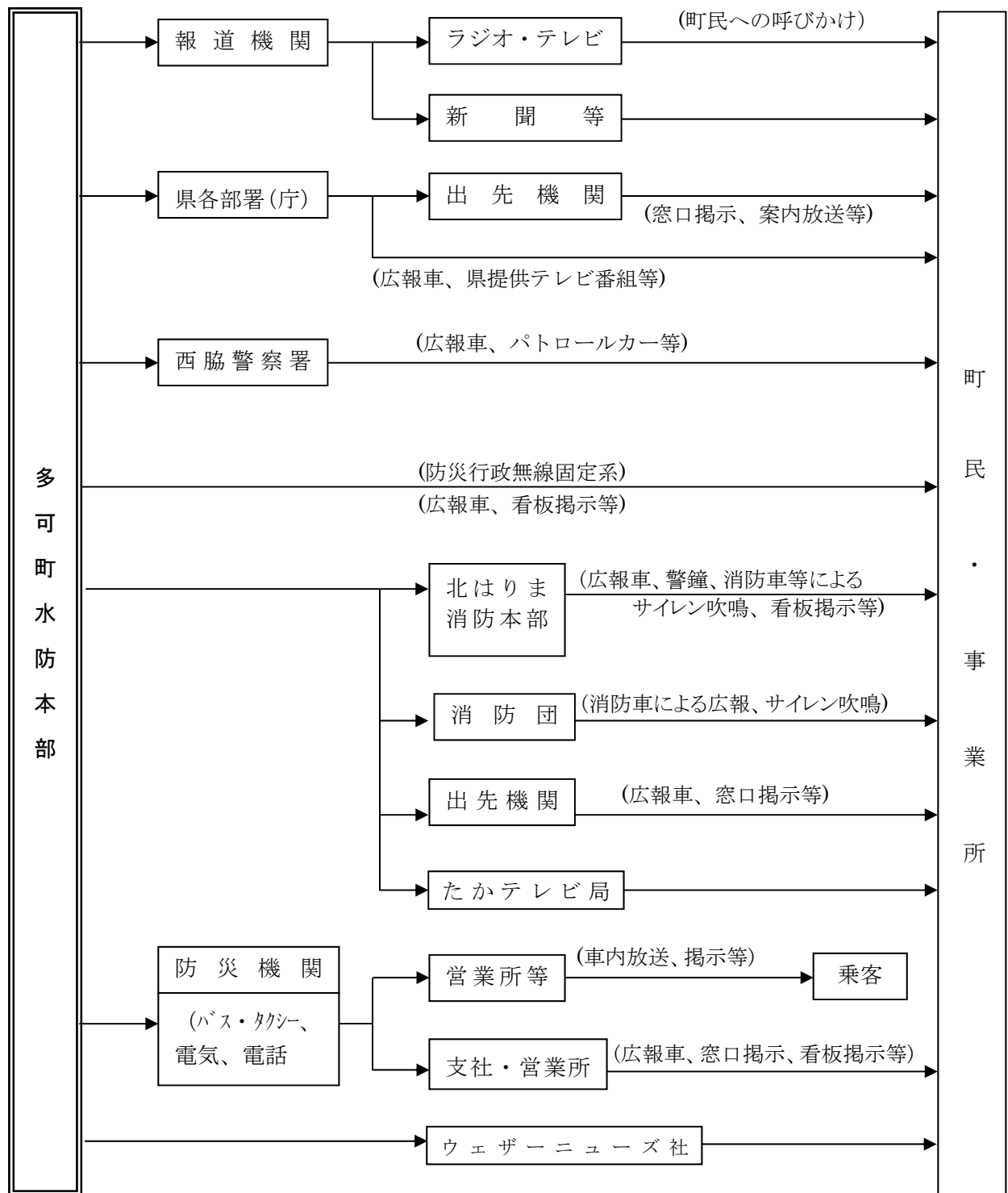
土石流危険渓流・急傾斜地崩壊危険箇所・土砂災害警戒区域・山腹崩壊危険箇所・崩壊土砂流出危険地区・警戒ため池・河川区域内及び河川区域外ため池・異常気象時の通行規制区間及び通行規制基準は地域防災計画資料編に資す。

## 第6章 気象情報等の収集伝達

■情報の収集伝達系統及び伝達手段



■町民に対する情報伝達系統



## 第7章 水防指令、水防警報等

### 第1節 水防指令

#### 1 水防指令の種類

種類	内容
第1号	第1非常配備につくべき指令
第2号	第2非常配備につくべき指令
第3号	第3非常配備につくべき指令
解除	水防非常配備を解除する指令

#### 2 水防指令の通知

県水防本部 → 関係土木部地方機関 → 加東土木事務所（多可事業所） → 関係水防管理団体（県水防本部長）（加東土木事務所）（多可町）

※加東土木事務所（多可事業所）は、以下「多可事業所」という。

### 第2節 知事の発する水防警報

#### 1 水防警報の対象区域

河川名	区域
野間川	町内全区間
杉原川	町内全区間

#### 2 水防警報の対象とする量水標

河川名	水防警報の対象となる量水標			
	量水標	所在地	水位	
			水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)
野間川	下野間	多可町八千代区下野間	1.60m	2.00m
杉原川	中町	多可町中区中村町	2.10m	2.50m
	西脇	西脇市小坂町宮ノ前	2.30m	3.10m

#### 3 水防警報の種類

種類	内容
第1号 待機	事態の推移に応じて、直ちに水防活動に出動できるよう待機させるもの。
第2号 準備	水防事態が発生すれば、直ちに水防活動ができる態勢を準備させるもの。
第3号 出動	水防活動に出動させるもの。

第4号 解除	水防活動を終了させるもの。
--------	---------------

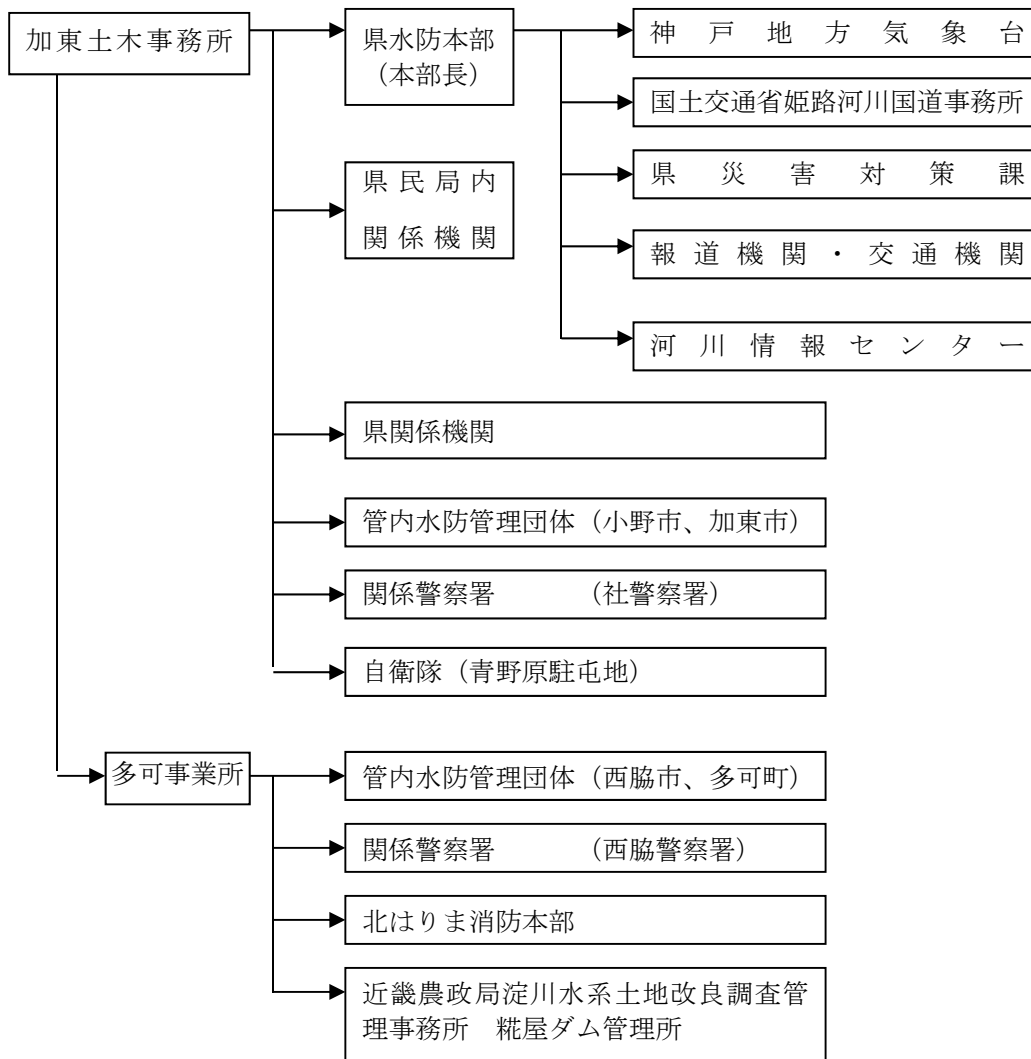
#### 4 水防警報の発令基準

種類	標準的な発令基準
第1号（待機）	水位観測所の水位が水防団待機水位（通報水位）を概ね10cm上回り、さらに水位が上昇するおそれがあるとき
第2号（準備）	水位観測所の水位が水防団待機水位（通報水位）と氾濫注意水位（警戒水位）の概ね2/3に達し、氾濫注意水位（警戒水位）に達するおそれがあるとき 水防事態の発生が予想され、数時間の間に水防活動の必要が予想される時
第3号（出動）	水位観測所の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位が上昇するおそれがあるとき 水防事態が切迫し、又は水防態勢の規模が大きくなったとき
第4号（解除）	水位観測所の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を下回り、今後水位上昇の見込みもなく、水防活動の必要がなくなったとき

注) 待機及び準備の2段階は省略することができる。

注) 水防警報を発表できない場合は、理由を付して関係者に通知する。

#### 5 水防警報の通知（野間川、杉原川）



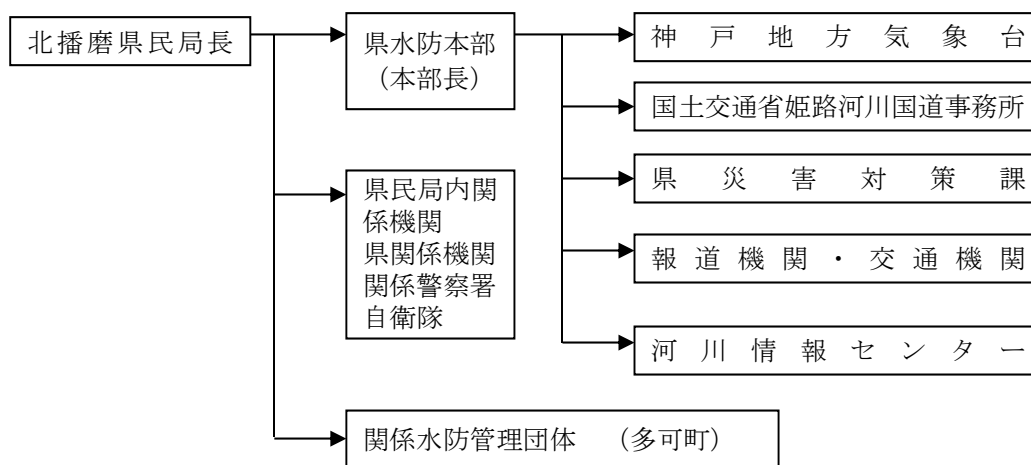
### 第3節 水位周知河川（水位情報周知河川）における水位情報

#### 1 対象河川及び避難判断水位（特別警戒水位）

河川名	量水標	所在地	避難判断水位 (特別警戒水位)	発令県民局名	発令事務所名
野間川	下野間	多可町八千代区下野間	2.00m	北播磨県民局	加東土木事務所
杉原川	中 町	多可町中区中村町	2.50m		
	西 脇	西脇市小坂町宮ノ前	3.10m		

#### 2 水位情報の通知及び周知

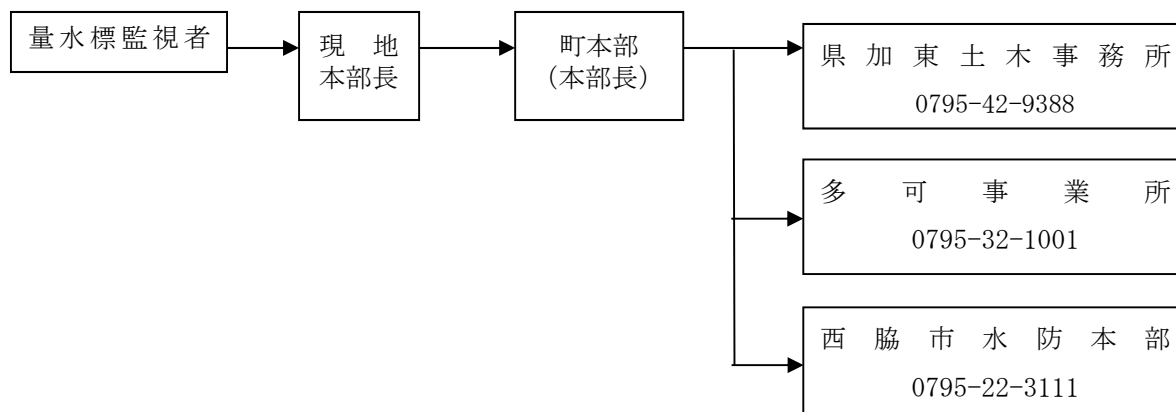
- (1) 北播磨県民局長は、水位周知河川（水位情報周知河川）の水位が避難判断水位（特別警戒水位）に達したときは、その旨を関係水防管理団体・関係機関・県水防本部長等に通知する。
- (2) 県水防本部長は、北播磨県民局長より前項の通知を受けたときは、その旨を報道機関・交通機関等に通知する。



## 第8章 水位とその通報

### 第1節 通報連絡系統及び通報関係先

通報連絡系統及び法第12条に基づき水防管理者（町長）が、水位の状況を通報すべき関係先は次のとおりとする。



### 第2節 量水標（水防団待機水位・氾濫注意水位・避難判断水位等）

町域において、法第12条に基づき水防管理者（町長）が、必要な場合に水位の状況を通報すべき量水標は次のとおりとする。

河川名	量水標名	水位(m)					監視又は巡視担当機関	既往最高水位	
		水防団待機(通報水位)	氾濫注意(警戒水位)	避難判断(特別警戒水位)	氾濫危険(危険水位)	氾濫危険(計画高水位)		水位(m)	年月日
野間川	下野間	1.60	2.00	2.00	2.70	3.43	加東土木事務所	4.36	平23.9.4
杉原川	中町	2.10	2.50	2.50	2.90	2.99	加東土木事務所	3.85	平23.9.4
	西脇	2.30	3.10	3.10	3.80	5.30	加東土木事務所	5.15	平23.9.4

### 第3節 通報の時期

水防管理者（町長）の通報が必要な場合においては、量水標の水位が水防団待機水位（通報水位）に達したときより、ただちに次の各項により通報する。

なお、西脇市水防本部への通報については、必要な情報の連絡を行う。

- (1) 水防団待機水位（通報水位）に達したときより、この水位を下るまでの間の毎時ごと
- (2) 氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき
- (3) 避難判断水位（特別警戒水位）に達したとき
- (4) 最高水位に達したとき
- (5) 氾濫注意水位（警戒水位）、水防団待機水位（通報水位）を下回ったとき

## 第9章 施設等の監視

### 第1節 施設等の監視

#### 1 量水標及び堤防監視

気象等の状況から水防活動が必要と予想される場合並びに水防本部が設置された場合は、職員及び消防団が互いに連携して量水標の監視及び堤防監視にあたるものとする。

#### 2 樋門及びため池等の監視

樋門及びため池の管理者は、平時工作物の点検をなし、出水時の操作に支障がないようにする。また、出水状況によっては町長と協議し、必要な措置をとるとともに、その状況を加東土木事務所又は加古川流域土地改良事務所に報告するものとする。

#### 3 ダムの監視

ダムの管理者は、操作規程、管理規程等に基づき加古川西部土地改良区等に通知するものとされている。

### 第2節 重要水防箇所等の巡視

水防状況等を把握するため必要があると認めるときは、職員又は消防団により重要水防箇所及び危険が予想される箇所等を巡回するものとする。



## 第10章 避難のための立退

### 第1節 準備及び指示等

#### 1 避難準備

河川及びため池では、氾濫注意水位（警戒水位）に達し、洪水による被害のおそれがある場合、土木事務所長及び土地改良事務所長又は水防管理者は、必要な地域に対し広報車、防災行政無線（同報系）、CATV・有線放送、テレビ、ラジオ等によって避難の準備を指示するものとする。

なお、地域住民は、法第13条第2項による指定河川（杉原川、野間川）避難判断水位（特別警戒水位）情報のあったときは、立退きの態勢をとるものとする。

#### 2 避難のための立退の指示

洪水のため著しい危険が切迫していると認められるときは、土木事務所長又は水防管理者（町長）は、法第29条の規定に基づき、必要と認める区域の居住者に対し、避難のための立退を指示することができる。

なお、水防管理者（町長）が指示する場合は、西脇警察署長にその旨を通知するとともに、速やかに県水防本部に報告しなければならない。

#### 3 立退指示の周知徹底

避難のための立退の指示者は、テレビ、ラジオ、広報車、水防信号、防災行政無線（同報系）、CATV等その他の方法により区域の居住者に周知徹底を図るものとする。

### 第2節 水防信号の伝達

	警鐘信号			サイレン信号											
第1信号	○ 休 止	○ 休 止	○ 休 止	約5秒	約15秒	約5秒	約15秒	約5秒	約15秒	○	-休止-	○	-休止-	○	-休止-
第2信号	○-○-○	○-○-○	○-○-○	約5秒	約6秒	約5秒	約6秒	約5秒	約6秒	○	-休止-	○	-休止-	○	-休止-
第3信号	○-○-○-○	○-○-○-○	○-○-○-○	約10秒	約5秒	約10秒	約5秒	約10秒	約5秒	○	-休止-	○	-休止-	○	-休止-
第4信号	乱 打			約1分	約5秒	約1分				○	-休止-	○	-休止-		
	1 信号は、適宜の時間継続する。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用する。 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させる。														

- (1) 第1信号 河川又はため池では量水標が氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの。
- (2) 第2信号 消防本部各班、消防団水防隊が直ちに出動すべきことを知らせるもの。
- (3) 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が、出動すべきことを知らせるもの。
- (4) 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のために立退くことを知らせるもの。

## 第11章 水防施設の整備及び輸送の確保

### 第1節 水防施設の整備

水防上必要な設備は、水防倉庫、器具、資材、量水標、雨量計、風速計及び通信機器等であり、次の基準によりこれらの施設及び機材の計画的な整備・確保に努める。

なお、ため池の管理者は、ため池水防上の必要に応じて所要の器具、資材を備蓄する。

#### 1 水防倉庫

##### (1) 設置基準

- ① 倉庫は、水防用器具及び資材を備蓄するものであり、担当堤防延長1,000m～2,000mごとに1箇所をめやすとする。
- ② 大きさは、間口9.1m、奥行3.64m（建坪33㎡ 10坪）を標準とする。
- ③ 設置箇所は、水防活動に便利なところを選ぶ。

##### (2) 水防倉庫1棟に備蓄する器具及び資材の基準

品名	数量	品名	数量
土のう袋	600枚	杉丸太 長4.00m 末口9cm	30本
ビニールむしろ	30枚	杉丸太 長3.00m 末口6cm	50本
なわ（ビニール製）	500m	くぎ（6吋）	11kg
針金（10番又は8番）	23kg	かけや	10丁
スコップ	20丁	小車	3台
たこづき	5丁	ペンチ	3丁
のこぎり	5丁	金づち	3丁
おの	5丁	かすがい	50本
かま	10丁	バケツ	1個
なた	5丁	救命ブイ	5個
くわ	10丁	ロープ	100m
じょれん	10丁	懐中電灯	2個
つるはし	3丁		

- ① 資材中腐敗、損傷のおそれのあるものは、水防に支障のない範囲でこれを転用し、常に新しいものを備えるようにする。
- ② ビニールむしろ及び土のう袋等多量に使用する資材は、あらかじめ収集の方法を講じておくものとする。
- ③ 器具及び資材を減損したときは、直ちに補充する。

(3) 水防倉庫等設置の現況

区	名称	所在地	備考
中	多可町防災センター	高岸	水防倉庫・防災備蓄倉庫兼用
	中町中学校体育館備蓄庫	奥中	災害対策備蓄庫
	健康福祉センターアスパル	岸上	災害対策備蓄庫
八千代	八千代庁舎防災備蓄倉庫	中野間	水防倉庫・防災備蓄倉庫兼用
加美	加美庁舎防災備蓄倉庫	豊部	水防倉庫・防災備蓄倉庫兼用
	きた保育所跡	市原	水防倉庫

注) 備蓄資機材については、多可町地域防災計画資料編参照。

## 2 量水標

水防管理者（町長）は、量水標を以下のとおり設置されるよう河川管理者との調整に努める。

- (1) 区域内の適当な箇所量水標を建設する。
- (2) 設置場所は、河状の整った場所で流失のおそれのないところを選び、夜間でも観測しやすいところとする。
- (3) 量水標の幅は 20cm、目盛りは 2 cm 刻み、白黒の交互 10cm ごとの数字を黒書きとし、1 m ごとの数字を赤書きとする。
- (4) 水防団待機水位（通報水位）及び氾濫注意水位（警戒水位）は、横に赤線で画し、夜光塗料を塗布する。

## 3 雨量計等

水防管理者（町長）は、区域内の適当な箇所に雨量計を設け、必要に応じて風速計、河川水位観測装置等を設ける。

また、雨量計の情報、河川の水位情報、河川監視カメラ情報等の気象情報を一元管理し、町ホームページを通し、住民への情報提供に努める。

## 第 2 節 輸送の確保

本部は、非常の際、重要水防区域への水防要員、水防資機材等の輸送及び加東土木事務所、多可事業所等、隣接水防管理団体、その他関係機関への連絡経路を確保する。

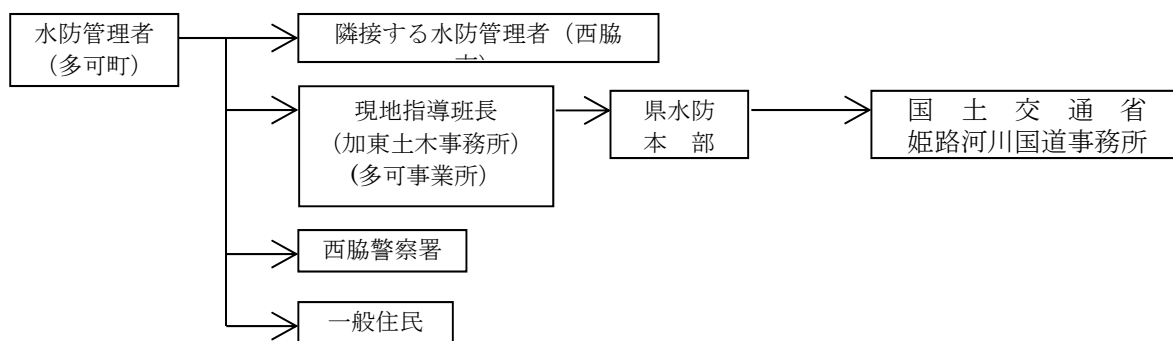
- (1) 県水防本部並びに土木事務所等及び各土地改良事務所相互の輸送経路については、県水防本部において各所の報告に基づき通行路線を決定する。
- (2) 加東土木事務所、多可事業所等及び水防管理団体の間の輸送経路については、加東土木事務所において管内のあらゆる状況により通行路線を決定する。
- (3) 町は、水防管理団体として、あらかじめ水防活動に必要な輸送経路図を作成する。
- (4) 輸送車の確保及び配備についても、あらゆる状況に即応できるよう万全の措置を講じておく。
- (5) その他必要な事項は、多可町地域防災計画風水害等対策編及び地震災害対策編を準用する。

## 第12章 決壊の通報及び決壊後の処置

### 第1節 決壊の通知

水防管理者（町長）は、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちにその旨を関係者に通知する。

#### 1 通信系統



### 第2節 決壊後の処置

#### 1 決壊等後の処置

水防管理者（町長）は、決壊後といえどもできるかぎり氾濫による被害が拡大しないように努めるものとする。

#### 2 現地水防班の処置

現地水防班は、現地の適切な処置を行うとともに、本部を通じて、下流水防管理団体、県水防本部及び西脇警察署、その他必要な機関に連絡する。

## 第13章 関係団体との相互協力と応援

### 第1節 県水防機関との連絡

- (1) 県が開催する水防連絡会において水防態勢の強化充実を図り水防実施が円滑に行われるようにする。
- (2) 県水防組織としての現地指導班（加東土木事務所及び多可事業所）と緊密な情報連絡をとるとともに技術指導を受ける。
- (3) ため池については加古川流域土地改良事務所の指導を受ける。

### 第2節 隣接水防管理団体相互の協力と応援

- (1) 同一河川沿岸の水防管理団体は出水時において自己の管轄内の量水標水位が水防団待機水位（通報水位）に達したとき直ちに直下流の水防管理団体にその水位を急報する。従って西脇市とは相互に通報連絡しなければならない。
- (2) 氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき及び最高水位に達したとき並びに氾濫注意水位（警戒水位）から減水したときも同様とする。
- (3) 緊急の必要があるときは、他の水防管理者、市町村長、消防機関の長に対し応援を求めるとし、応援を求められたときは、できる限りその求めに応じなければならない。応援は、法第23条の規定及び次の定めに基づき行動する。
  - ① 応援のため派遣される団員は、所要の器具、資材を携行し、応援を求めた水防管理者の所管の下に行動する。
  - ② 隣接する水防管理者は、協力応援等の水防事務に関して、相互協定をし、水防計画に定めるものとする。

### 第3節 警察署との協議

水防管理者（町長）は、あらかじめ警察電話の使用、法第21条の警戒区域、法第22条の警察官の出動、法第29条の避難立退等の計画の作成に必要と認められる事項について西脇警察署長と協議しておくものとする。

#### 1 警察通信施設の使用（法第27条）

水防管理者（町長）、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者（以下「水防関係者」という。）は、水防上緊急を要する通信のために、警察通信施設を使用することができる。警察はその使用につき便宜供与するが、警察の緊急業務には優先しない。

#### 2 警戒区域設定（法第21条）

水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域から退去を命ずることができる。ただし、この場合において、消防機関に属する者が居ないと

き、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、その職権を行うことができる。

### 3 警察官の援助の要求（法第22条）

水防管理者（町長）は、水防のため必要があるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることがきる。警察署長は、援助要求を受けたときは可能な限りこれに応ずるものとする。

### 4 立退指示（法第29条）

洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者（町長）は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示した場合（可能な限り事前協議する。）は、警察署長にこの旨通知するものとする。

## 第4節 自衛隊の災害派遣要請要求

---

救援を必要とする緊急事態の生じた場合は、多可町地域防災計画に定めるところにより陸上自衛隊（青野原駐屯地）部隊等の派遣の要請を要求する。

## 第5節 水防協力団体及びその他民間諸団体に対する協力要請

---

水防協力団体及びその他民間諸団体に対する協力要請は、多可町地域防災計画の規定を準用する。

## 第14章 水防記録及び報告

### 第1節 水防記録

水防管理者（町長）は、次の水防記録を作成し、保管する。

- (1) 水防実施状況報告書
- (2) 法第23条第1項の応援を求めた理由
- (3) 法第24条の水防従事者又は備入れられた者の住所氏名及び出動時間並びにその理由
- (4) 法第25条の堤防その他の施設の決壊の状況
- (5) 法第28条により収用又は購入した器具及び資材の所有者及びその事由並びに使用場所
- (6) 法第28条により処分した障害物の種類、数量、所有者及びその事由並びに除去場所
- (7) 法第28条により一時使用した土地の箇所及び所有者の氏名並びにその事由
- (8) 法第29条による立退き指示の事由及びその状況
- (9) 警察署の援助状況
- (10) 自衛隊の災害派遣を要請した場合はその活動状況
- (11) 現地指導の公務員の氏名
- (12) 水防に従事中負傷又は病気にかかった者の職氏名及び手当
- (13) 水防作業に使用した材料及びその数量及びその水防工法
- (14) 警戒中の水位観測表
- (15) 法第32条2の水防訓練の概要

### 第2節 報告

#### 1 知事への報告

水防管理者（町長）は、次の事項を河川に関しては多可事業所長・加東土木事務所長を経由し、ため池に関しては、加古川流域土地改良事務所長を経由し、知事に対し10日以内に報告するものとする。

- (1) 前節の(1)、(4)、(5)、(8)、(11)及び(12)の事項
- (2) その他必要と認める事項

#### 2 土木事務所長等への報告

水防管理者（町長）は、次の事項についてその都度報告するものとする。

- (1) 水防団待機水位（通報水位）、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位（特別警戒水位）又は最高水位に達したとき及び氾濫注意水位（警戒水位）から減水したとき
- (2) 水防作業を開始したとき
- (3) 水防の警戒を解除したとき
- (4) 堤防等に異状を発見したとき及びこれに対する措置
- (5) 法第23条第1項による他の水防団又は消防機関に応援を求めたとき
- (6) 法第25条による堤防その他の施設の決壊状況



- (7) 法第29条による立退きの事項
- (8) その他、緊急報告を必要と認める事項

なお、上記の事項のうち、(1)については、直下流水防管理者（西脇市）並びにダム、水門及びため池等の管理者へ、(2)、(6)及び(7)については、西脇警察署長及び隣接水防管理者及び加東土木事務所長へ通報する。

### 3 水防管理者（町長）への報告

各班長及び水防地区隊長は、次の事項を本部長へ報告又は何うものとする

- (1) 警戒中の水位観測の状況
- (2) その他警戒中の水位並びに災害危険の状況
- (3) 水防のための出動待機及び解散命令の時刻（伺）
- (4) 水防隊員の出動人員職氏名及び出動中の時間（記録し報告）
- (5) 堤防その他の施設等の損傷カ所、種類、延長及びこれに対する処置工法並びにその効果（速報）
- (6) 資材、器具等の使用数量（速報又は記録）
- (7) 資材、器具等の破損数量（速報又は記録）
- (8) 前節中の(3)、(5)、(6)、(9)、(11)及び(12)項の事項（速報）
- (9) 杉原川、野間川等の水位が水防団待機水位（通報水位）に達したとき及びため池の危険が予知されたとき（速報）
- (10) 杉原川、野間川等の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達した時及びため池の危険が切迫したとき（速報）

## 第 15 章 水防通信

### 第 1 節 水防上緊急を要する通信の経路

水防上緊急を要する通信については、消防無線又は一般電話の非常取扱いとする。

なお、消防無線は、多可町地域防災計画資料編のとおりとする。

### 第 2 節 専用通信施設の使用

水防管理者（町長）は、法第 27 条第 2 項の規定を踏まえ、あらかじめ次の通信施設所有者と協定し、水防上特に必要がある場合は、施設の使用について便宜を受ける。

- (1) 警察通信施設
- (2) 関西電力送配電株式会社通信施設

## 第16章 住民避難計画

- (1) 避難命令の発令は警察署長と協議の上決定し水防管理者（町長）が発令する。  
ただし、発令の時期を失すおそれのあるときは、独自の判断で発令する。
- (2) 水防管理者（町長）は水害の状況によりあらかじめ水害現場にある上席者に対し避難命令の権限を委託することができる。
- (3) 避難所の開設及び閉鎖は水防管理者（町長）が決定する。
- (4) 避難所は、多可町地域防災計画資料編のとおりとする。

## 第 17 章 住民に対する周知

### 第 1 節 周知事項

次の各項において必要と認められるものを周知する。

- (1) 気象予報
- (2) 災害予報
- (3) 災害情報と水防情報
- (4) ハザードマップ（洪水及び土砂災害）
- (5) 避難の警告と立退き先の指示
- (6) 居住者等の水防出動
- (7) 水防解除
- (8) その他必要な事項

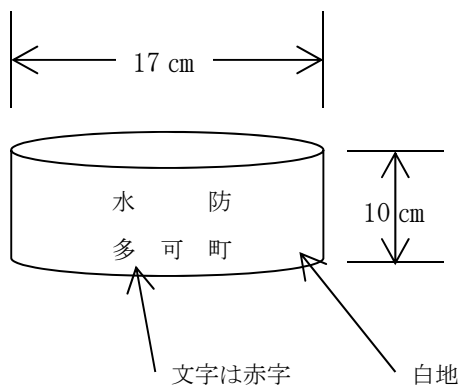
### 第 2 節 周知方法

- (1) 発表は本部長が行うこととする。
- (2) 周知方法
  - ① 防災行政無線（同報系）、CATV、町ホームページ、たかちょう防災ネット
  - ② サイレン警鐘（特に緊急を要するとき）
  - ③ 広報車
  - ④ 放送事業者との連携（テレビ・ラジオ）
  - ⑤ 消防団、自主防災組織、民生委員等人的ネットワーク

## 第 18 章 身分証明書及び車両優先通行標識

### 第 1 節 身分証明書（証票）

法第49条第2項の規定による本町職員の身分証明書（証票）は、次に定めるものによる。



表

水防職員之証	
第 号	交付 平成 年 月 日
多可町水防本部	
水 防	
氏 名	生 年 月 日
多可町水防管理者	
㊟	

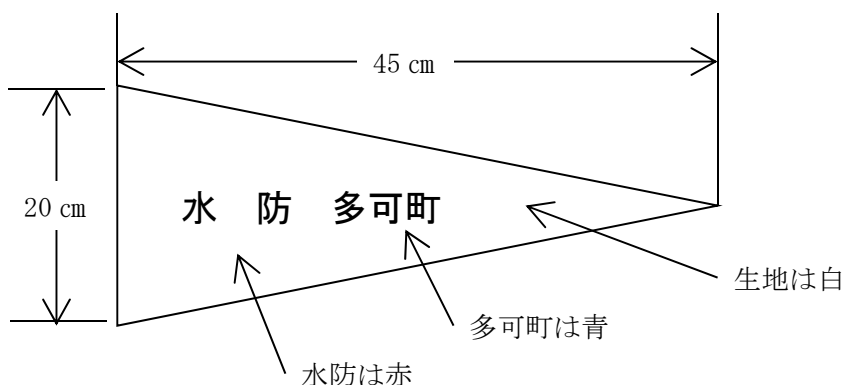
赤字

裏

心得	
1	本証は、自己の身分を明らかにする。
2	記名以外の者の使用を禁ず。
3	本証の身分に異動のあったときは速やかに訂正を受ける。
4	本証は、水防法第 49 条第 2 項に規定する証票である。

### 第 2 節 車両優先通行標識

水防用緊急自動車として使用する車は、あらかじめ公安委員会の指定を受け、次の標識を設備し、警鐘又はサイレン吹鳴を併用するものとする。



## 第 19 章 費用負担と公用負担

### 第 1 節 費用負担

本部の水防に要する費用は、法第41条の規定により町が負担するものとし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の負担は、管理団体間の協議によって決める。

また、町の水防によって他の市町が著しく利益を受けるときは、法第42条の規定により当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町が負担するものとする。

ただし、その費用の額及び負担の方法は両者の協議によって決める。

### 第 2 節 公用負担

#### 1 公用負担権限

法第 28 条の規定により水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者（町長）、消防団長又は消防長は水防の現場において、次の事項において、次の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木、その他の資材の使用
- (3) 土石、竹木、その他の資材の収用
- (4) 車両その他運搬用機器又は排水用機器の使用
- (5) 工作物その他の障害物の処分

#### 2 公用負担命令権限証

法第 28 条の規定により公用負担を命じようとする水防管理者（町長）、消防団長又は消防長は、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、公用負担命令権限証を携行し、必要ある場合にはこれを提示する。

#### 3 公用負担命令書

法第 28 条の規定により公用負担の権限を行使しようとするときは、原則として次に示す公用負担命令書 2 通を作成して、その 1 通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡さなければならない。

### 公用負担命令権限証

多可町消防団〇〇分団長

何 某

上記の者に〇〇区域における水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 28 条第 1 項の規定する権限の行使を委任したことを証明する。

平成 年 月 日

（多可町水防管理者（町長）  
北はりま消防本部消防長  
多可町消防団長

何 某 ⑩

第 号

### 公用負担命令書

目的物

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 28 条第 1 項の規定により使用（収用・処分）します。

平成 年 月 日

様

（多可町水防管理者（町長）  
北はりま消防本部消防長  
多可町消防団長

何 某 ⑩

## 第20章 水防計画並びに水防訓練

- (1) 町は、県の水防計画に応じた水防計画を樹立し、多可事業所、加東土木事務所を経由して知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- (2) 水防計画を変更した時は、その都度承認を受けるものとする。
- (3) 承認を受けた水防計画は、西脇警察署に通知しておくものとする。
- (4) 指定水防管理団体（多可町）は、出水期までに次の事項等を取り入れて水防訓練を行うものとし、実施に当たっては、特に地元住民の参加を得て水防思想の高揚に努める。
  - ① 観測（雨量、水位、風速）
  - ② 通報（無線、電話）
  - ③ 動員（消防団、居住者の応援）
  - ④ 輸送（資材、器材、人員）
  - ⑤ 工法（各水防工法）
  - ⑥ （排・取）水門（樋門）、角落しの操作
  - ⑦ 避難、立退き（危険区域居住者の避難）